

国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (定義) 第2条 この規則において招へい研究員とは、一定期間外国の大学、研究所その他教育研究機関若しくは国際協力関係団体等に所属し、又は所属していた者で、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。</p> <p>2 前項に規定する招へい研究員のうち、「京大グローバルアカデミー構想」に係る事業（当該事業に関連する事業であって総長が特に必要と認める事業を含む。）を実施するために雇用する者は、<u>特別招へい教授</u>という。</p> <p>(中 略) (雇用契約の期間) 第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、通算1年の期間を限度として、更新することができる。ただし、<u>特別招へい教授</u>の雇用契約の期間は、原則として1年とし、更新することができる。</p> <p>(中 略) (給与) 第6条 招へい研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。 (1) 俸給 (2) 通勤手当 2 俸給の月額、別表に掲げる額とし、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 3 通勤手当の月額、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第18条の規定を準用して得られた額とする。 4 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。 5 前各項の規定にかかわらず、<u>特別招へい教授</u>に支給する給与は、年俸とし、その支給額その他支給に関する事項は、招へい研究員（<u>特別招へい教授</u>を除く。）の労働条件を下回らない範囲で、個別の契約により定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左)</p> <p>2 前項に規定する招へい研究員のうち、「京大グローバルアカデミー構想」に係る事業（当該事業に関連する事業であって総長が特に必要と認める事業を含む。）を実施するために雇用する者は、<u>特別招へい教授、特別招へい准教授又は特別招へい講師</u>（以下「特別招へい教員」という。）という。</p> <p>(雇用契約の期間) 第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、通算1年の期間を限度として、更新することができる。ただし、<u>特別招へい教員</u>の雇用契約の期間は、原則として1年とし、更新することができる。</p> <p>(給与) 第6条 { (同 左)</p> <p>2 3 4 5 前各項の規定にかかわらず、<u>特別招へい教員</u>に支給する給与は、年俸とし、その支給額その他支給に関する事項は、招へい研究員（<u>特別招へい教員</u>を除く。）の労働条件を下回らない範囲で、個別の契約により定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>